

○医師国家試験等の受験資格認定の取扱い等について（平成 17 年 3 月 24 日医政発 0324007 号厚生労働省医政局長通知 抜粋）

現在、外国において医師等の医療関係者を養成する学校等を卒業した者又は当該医療関係資格に係る免許を得た者が、それぞれ我が国の医師等の国家試験を受験するには、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）等の規定に基づき、厚生労働大臣の認定が必要とされている。

これまで、このような厚生労働大臣の認定については、国家試験受験資格認定申請者が永住者、定住者等の在留活動に制限のない在留資格を有していること等を前提に、当該申請者からの申請内容について、当省で定めた基準に照らし、判断を行ってきたところである。

今般、平成 16 年 3 月 19 日に閣議決定された「規制改革・民間解放推進三か年計画」を踏まえ、平成 17 年度の国家試験から、在留活動に制限のある在留資格を有する者についても国家試験受験資格認定申請を行えることとした。

また、厚生労働大臣が行う国家試験受験資格認定の基準は別添のとおりであるので、貴職におかれては、これらの趣旨を御理解の上、貴管内の保健所設置市、特別区、関係団体等に周知方願いたい。

※本通知の対象となる国家資格は以下のとおりである。

医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、診療放射線技師、歯科技工士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士

（別添）

医師国家試験受験資格認定

医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 11 条第 3 号に基づく医師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。

1 審査対象者

外国の医学校を卒業し、又は外国において医師免許を得た者

2 審査方法

以下に示す書類審査及び日本語診療能力調査の両方の認定基準を満たした者に対して医師国家試験受験資格認定を行う。

3 認定基準

(1) 書類審査

審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の医学校を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の認定基準に基づき審査を行う。

①から⑥までの項目を満たすことを要する。

① 外国医学校の修業年数

ア) 医学校の入学資格

高等学校卒業以上（修業年数 12 年以上）

イ) 医学校の教育年限及び履修時間

6年以上（進学課程：2年以上、専門課程：4年以上）の一貫した専門教育（4500時間以上）を受けていること。ただし、5年であっても、5500時間以上の一貫した専門教育を受けている場合には、基準を満たすものとする。

り) 医学校卒業までの修業年限

18年以上

② 医学校卒業からの年数

10年以内（但し、医学教育又は医業に従事している期間は除く。）

③ 教育環境

大学附属病院の状況、教員数等が日本の大学とほぼ等しいと認められること

④ 当該国の政府の判断

WHOのWorld Directory of Medical Schoolsに原則報告されていること

⑤ 当該国の医師免許取得の有無

取得していること

⑥ 日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験N1（平成21年12月までの認定区分である日本語能力試験1級を含む。以下同じ。）の認定を受けていること

(2) 日本語による診療能力の調査（日本語診療能力調査）

日本語を用いて診察するために十分な能力を有しているか否かを調査する。具体的には、現病歴や身体所見等の医療情報の収集、検査や治療の計画策定及び診断書の作成等について、日本の医学校において医学の課程を修めた者と同等の能力を有するか否かを調査する。

合計点が100点満点換算で60点以上であり、かつ各調査委員の評価に0点の項目がないことを要する。

① 評価項目

日常診療において関わる機会の多い主要な症候を呈した患者に対する医療面接等及び当該診療に関する記述や説明を行い、次の各領域について調査委員2名が各々四段階（3～0）の評価を行う。

ア) 聴く能力

患者等及び医療従事者の話を聴き、内容を正しく理解することができるか。

イ) 話す能力

患者等及び医療従事者に診療内容を正確に説明し、理解を得ることができるか。

ウ) 書く能力

基本的な医療記録を日本語で適切に作成することができるか。

エ) 読み取る能力

日本で使われる医学用語を正しく理解した上で音読することができるか。

オ) 診察する能力

患者に対して具体的な説明を行いながら適切に身体所見をとることができるか。また、その所見を医療従事者に適切に説明することができるか。

② 評価区分

3……日本語で医学教育を受けた者と変わらない

- 2……一部に困難はあるが、診療の支障とならない
- 1……全体的に困難はあるが、かろうじて問題を克服することができる
- 0……誤解を生じる危険等、診察上の不都合がある

(3) その他

書類審査においては基準を満たしていたが、日本語診療能力調査において基準以下であった者については、医師国家試験予備試験受験資格認定を受けることができる。

4 必要書類

申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。

- (1) 医師国家試験受験資格認定願
- (2) 履歴書（学歴については、日本の小学校に相当する学校から、入学・卒業年次を各々の学校について西暦で記入すること。また、職歴についても出来るだけ詳細に記載すること。）
- (3) 次の①から④までの書類のうち、いずれか1つ
 - ① 住民票（本籍（外国籍の者の場合は国籍等）が記載されており、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する「個人番号」が記載されていないもの。）
 - ② 在留カード（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成 21 年法律第 79 号）の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。）
 - ③ 戸籍抄本又は戸籍謄本（日本国籍を有する者に限る。）
 - ④ 旅券（外国籍の者に限る。）
- (4) 医師の診断書（日本の医師資格を有する者により、申請前 1 か月以内に発行されたものに限る。）
- (5) 写真（3 枚：申請前 6 か月以内に脱帽正面で撮影した 6 × 4 cm のもの。）
- (6) 外国で取得した医師免許証の写し
- (7) 卒業した外国医学校の卒業証書の写し又は卒業証明書
- (8) 卒業した外国医学校で履修した教科課程及び時間数を明らかにした書類
- (9) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験 N 1 認定書と成績書の写し又は日本語能力試験 N 1 認定結果と成績に関する証明書
- (10) (1)から(9)までの書類の他に、必要に応じて提出を求める場合がある書類
 - ① 医学校卒業後の期間に、医学教育又は医業に従事していた期間と従事先を証明する書類
 - ② 医師免許取得に関する根拠法令の関係条文の抜粋（外国で医師免許を取得した者に限る。）
 - ③ 卒業した外国医学校の概要を明らかにしたパンフレットその他の書類

*作成上の注意

- 1 提出書類の部数は 1 部である。
- 2 添付書類のうち外国語で記載されているものは、(10)の③を除き、すべて日本語訳を添付すること。
- 3 (6)～(8)及び(10)の①については、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において、提出書類及びその日本語訳両方の記載が真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。

- 4 (6)～(9)については、各原本を持参すること。（原本は照合後に返還する。）
- 5 認定申請は必ず申請者本人が行い、郵送、代理による申請は受理しない。

医師国家試験予備試験受験資格認定

医師法第 12 条に基づく医師国家試験予備試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。

1 審査対象者

外国の医学校を卒業し、又は外国において医師免許を得た者

2 審査方法

審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の医学校を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の認定基準に基づき審査を行う。

3 認定基準

左記の(1)から(7)までの認定基準を満たした者に対し医師国家試験予備試験受験資格認定を行う。

(1) 外国医学校の修業年数

ア) 医学校の入学資格

高等学校卒業以上（修業年数 12 年以上）

イ) 医学校の教育年限

5 年以上（専門課程：4 年以上）

ウ) 医学校卒業までの修業年限

17 年以上

(2) 専門科目の履修時間

3500 時間以上で、かつ一貫した教育を受けていること

(3) 医学校卒業からの年数

10 年以内（但し、医学教育又は医業に従事している期間は除く。）

(4) 教育環境

大学附属病院の状況、教員数等が日本の大学より劣っているものでないこと

(5) 当該国の政府の判断

WHO の World Directory of Medical Schools に原則報告されていること

(6) 医学校卒業後、当該国の医師免許取得の有無

取得していなくともよい

(7) 日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験 N 1 の認定を受けていること

4 その他

医師国家試験予備試験受験資格認定を受けた者は、その後、予備試験（第一部試験、第二部試験）を受験し、同試験に合格してから、更に 1 年以上の診療及び公衆衛生に関する実地修練を経てから医師国家試験が受験可能になる。

5 必要書類

医師国家試験受験資格認定の「4 必要書類」と同様。

ただし、(6)及び(10)の②については、外国で医師免許を取得した者のみ提出すること。